

## プロテスト委員会から選手・監督への通知 平成 28 年 11 月 2 日

### 1. 規則 42 と付則 P

- ① プロテスト委員会艇には複数のジャッジが乗艇していますが、ジャッジは、艇が規則 42 に違反したと確信すれば一人でも付則 P に基づくペナルティーを課します。
- ② ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。それが1回目のペナルティーの場合には、艇は、2回転ペナルティーを行った後に、フィニッシュ・ラインのコース・サイドからもう一度フィニッシュする必要があります。
- ③ レース中、プロテスト委員会艇は通常できるだけ引き波を立てないように操船しますが、乗艇しているジャッジが黄色旗を高く掲げている時は、早くペナルティー信号を示すために規則 42 違反をした艇に近づこうとしていますので、他のレース艇を回避しながらその艇に近づくために、加速したり、減速したり、急に進路を変更することがあります。
- ④ 付則 P に基づくペナルティーを課せられた場合には、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解・納得できなかった場合には、陸上のプロテスト委員会に申し出れば、陸上で説明を受けることもできます。

### 2. プロテスト委員会からの抗議

- ① セーリング競技は、競技者自身が、自ら規則を守り、他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。規則に違反した場合には、速やかにペナルティー(リタイアの場合もあります)を履行して下さい(RRS 基本原則)。
- ② 他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。他艇の違反に対して「ジャッジは見えていたはずなのに抗議してくれなかった」と不満に思うのは間違いです。
- ③ ただし、特に規則2(公正な帆走)の違反を目撃した場合などには、プロテスト委員会が抗議することもあります。そのような違反としては、例えば：
  - ・意図的に規則違反する。
  - ・規則違反したことを知りながら、ペナルティーを履行しない。  
(例えば、マークに接触したのに回転ペナルティーを行わないなど)
  - ・汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇(競技者)を威嚇する。

### 3. 規則 69

審問で嘘をついたり、だましたり(真実を証言しないことも含む)すると、スポーツマンシップの重大な違反となり、規則 69 に基づく審問が召集されて、重いペナルティーが課されることがあります。

#### 4. 当事者が審問に現れない場合

審問の場所と時刻は、公式掲示板に掲示されます。必ず掲示を見て下さい。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、抗議や救済要求の判決を行います(規則 63.3(b))。このような場合、審問の再開を要求したとしても、その当事者が出席するために可能な最大限の努力をしたとプロテスト委員会が認めない限り、再開はできません。

#### 5. 審問の再開

審問の当事者は、判決を通告された後に、審問の再開を求めることができますが(規則 66)、今大会では、その時間が制限されています。なお、審問の当事者は、その審問の結果を理由に救済を要求することはできません(規則 62.1(a))。

審問の当事者が審問の再開を要求した場合、以下の2つの場合に限り、審問を再開します(規則 M4)。

- ・判決を変えるかもしれない新たな証拠がある。
- ・プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

最初の審問でも示すことができたはずの証拠(例えば証人による証言)は、新たな証拠とは見なされませんので、たとえ判決を変えるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

以上